

果及びかかりつけ薬剤師・薬局の機能強化による医薬品の適正使用の促進効果などを織り込んでいます。

本県では、計画に基づく適正化の取組を行った場合、約163億円の適正化効果があるものと見込まれます。

本県の医療費の見通し

令和4年度 (2022年度)	令和11年度 (2029年度)	効果
①現状（推計） 2兆2,975億円	②計画に基づく適正化の取組を行わない場合 2兆7,479億円	④効果（③－②） ▲163億円
	③計画に基づく適正化の取組を行った場合 2兆7,316億円	

第4章 国民健康保険の運営

1 目指すべき姿

県と市町村が共同運営する国民健康保険制度の下、医療費適正化の取組を推進します。

2 現状と課題

(1) 国民健康保険制度の運営

平成30年度（2018年度）から市町村国民健康保険は県と市町村の共同運営となりました。県は財政運営の責任主体として、市町村と共に埼玉県国民健康保険運営方針（県と市町村が国民健康保険を共同運営する際の統一的な指針）に基づき、持続可能で安定的な国民健康保険の運営を図っています。

(2) 一人当たり医療費の増加

被保険者一人当たりの医療費は、高齢層の被保険者の増加や医療の高度化などにより、増加傾向にあります。一人当たり医療費の増加は、被保険者の負担増につながります。